令和３年第二回定例会提出議案一覧

予算案件（6件）

整理番号	議番号	案　　件	所管課
1	165	専決処分の報告について（令和３年度熊本市一般会計補正予算）	財政局 財政課
2	166	令和３年度熊本市一般会計補正予算	財政局 財政課
3	167	令和３年度熊本市競輪事業会計補正予算	財政局 財政課
4	168	令和３年度熊本市病院事業会計補正予算	財政局 財政課
5	169	令和３年度熊本市水道事業会計補正予算	財政局 財政課
6	170	令和３年度熊本市下水道事業会計補正予算	財政局 財政課

条例案件（11件）

整理番号	議番号	案　　件	所管課
1	171	熊本市附属機関設置条例の一部改正について	総務局 人事課
2	172	熊本市税条例等の一部改正について	財政局 税制課
3	173	熊本市手数料条例の一部改正について	文化市民局 地域政策課
4	174	熊本市墓地条例の一部改正について	健康福祉局 健康福祉政策課
5	175	熊本市納骨堂条例の一部改正について	健康福祉局 健康福祉政策課
6	176	熊本市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	健康福祉局 保護管理援護課
7	177	熊本市病院事業条例の一部改正について	病院局 医事課
8	178	熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	上下水道局 総務課
9	179	くまもと森都心プラザ条例の一部改正について	経済観光局 産業振興課 西区役所 保健子ども課
10	180	熊本市自転車駐車場条例の一部改正について	都市建設局 交通政策課
11	181	熊本市都市公園条例の一部改正について	都市建設局 市街地整備課

その他の案件（24件）

整理番号	議番号	案　　件	所管課
1	自182 至199	市道の認定について（１８路線）	都市建設局 土木総務課
2	200	熊本市及び合志市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について	政策局 政策企画課
3	201	熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について	総務局 法制課
4	202	訴えの提起について（土地の明渡し等に係る請求事件）	財政局 資産マネジメント課
(5)	205	和解の成立について（損害賠償請求事件）	教育委員会 総合支援課
6	203	工事請負契約締結について（熊本市宅地液状化防止事業（近見地区）対策工事（その１０））	総務局 工事契約課
7	204	工事請負契約締結について（熊本市宅地液状化防止事業（近見地区）対策工事（その１１））	総務局 工事契約課

報告案件（9件）

整理番号	報番号	案　　件	所管課
1	17	予算繰越計算書について（令和２年度熊本市一般会計・特別会計予算繰越明許費繰越計算書）	財政局 財政課
2	18	予算繰越計算書について（令和２年度熊本市一般会計予算事故繰越計算書）	財政局 財政課
3	19	予算繰越計算書について（令和２年度熊本市水道事業会計予算繰越計算書）	財政局 財政課
4	20	予算繰越計算書について（令和２年度熊本市下水道事業会計予算繰越計算書）	財政局 財政課
5	21	予算繰越計算書について（令和２年度熊本市交通事業会計予算繰越計算書）	財政局 財政課
6	22	専決処分の報告について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）１号トンネル新設工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
(7)	23	専決処分の報告について（熊本市宅地液状化防止事業（近見地区）対策工事（その３）請負契約の変更）	総務局 工事契約課
(8)	24	専決処分の報告について（熊本市宅地液状化防止事業（近見地区）対策工事（その４）請負契約の変更）	総務局 工事契約課
(9)	25	専決処分の報告について（秋津浄化センタープラント施設その他解体工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課

令和３年第二回定例会提出議案一覧

【　条例案件　】

整理番号 議番号	件名、提出理由及び主な内容等
【１】 議第 171 号	件名：熊本市附属機関設置条例の一部改正について ＜改正理由＞ 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づく附属機関を設置するため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ １　市長の附属機関の設置 (1)　熊本市防災基本条例（仮称）検討委員会 (2)　谷尾崎・池上地区地盤沈下等に関する専門家会議 ２　教育委員会の附属機関の設置 (1)　金峰山少年自然の家整備運営審議会 ＜施行日＞ 公布の日

【２】 議第 172 号	件名：熊本市税条例等の一部改正について ＜改正理由＞ 地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）等の施行に伴い、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ １　新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の延長に伴い、その要件となる入居期限を令和４年末までとする。 ２　営業用乗用車及び軽貨物自動車に係る軽自動車税種別割におけるグリーン化特例の基準を見直すとともに、適用対象となる取得期間を２年延長する。 ３　特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、その適用期間を５年延長する。 ４　土地又は家屋の登記簿上の所有者が死亡している場合は、当該土地又は家屋を現に所有している者に、その氏名、住所その他の固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることとする。 ５　特定公益増進法人等に対する寄附金の寄附金税額控除について、その対象となる寄附金から、出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を除外することとする。 ６　その他規定の整備 ＜施行日＞ 改正内容１及び２ → 公布の日 改正内容３から５まで → 令和４年（２０２２年）１月１日 改正内容６ → 公布の日等
【３】 議第 173 号	件名：熊本市手数料条例の一部改正について ＜改正理由＞ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第３７号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）の一部改正に伴い、個人番号カードの交付に係る手数料の規定を削るため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 個人番号カードの交付に係る手数料が地方公共団体情報システム機構から市への委託に基づき徴収することとなるため、条例で定める個人番号カードの交付に係る手数料（１件につき８００円）の規定を削る。 ＜施行日＞ 令和３年（２０２１年）９月１日

【４】 議第 174 号	件名：熊本市墓地条例の一部改正について ＜改正理由＞ 指定管理者の指定の手続等について定めるため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ １　指定管理者の指定に関する規定の追加 (1)　指定の基準 ア　平等利用が確保されること。 イ　施設の効用を最大限に発揮させ、経費の縮減が図れること。 ウ　管理を安定して行う能力を有すること。 (2)　指定管理者の業務 ア　施設の維持管理に関する業務 イ　工作物等の建設等の許可に係る申請の受付に関する業務 ウ　土地の一時使用の許可に係る申請の受付に関する業務 エ　埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証の受理に関する業務 (3)　協定の締結、指定の取消し等に係る損害賠償、秘密保持義務等 ２　墓地における禁止行為に関する規定の追加 ＜施行日＞ 公布の日
【５】 議第 175 号	件名：熊本市納骨堂条例の一部改正について ＜改正理由＞ 指定管理者の指定の手続等について定めるため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 指定管理者の指定に関する規定の追加 (1)　指定の基準 ア　平等利用が確保されること。 イ　施設の効用を最大限に発揮させ、経費の縮減が図れること。 ウ　管理を安定して行う能力を有すること。 (2)　指定管理者の業務 ア　施設の維持管理に関する業務 イ　焼骨の収蔵の受付に関する業務 (3)　協定の締結、指定の取消し等に係る損害賠償、秘密保持義務等 ＜施行日＞ 公布の日

【６】 議第 176 号	件名：熊本市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第８０号）の施行による救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和４１年厚生省令第１８号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、保護施設等の設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 本市の保護施設等の設備及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。 ※　省令の主な改正内容 (1)　感染症等の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行うための業務継続計画を策定すること。 (2)　ハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を講じること。 (3)　避難等の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこと。 (4)　感染症等の発生の予防及びまん延の防止に関する対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施等を行うこと。 (5)　その他 ＜施行日＞ 令和３年（２０２１年）８月１日

【７】 議第 177 号	件名：熊本市病院事業条例の一部改正について ＜改正理由＞ 市民病院の初診及び再診における使用料の改定をするため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 初診及び再診における加算額の改定 (1)　初診の場合（他の病院又は診療所からの紹介状がない場合等） ３，３００円 → ５，５００円 (2)　再診の場合（市民病院が他の病院又は診療所に対して紹介を行う旨の申出を行っている場合等） ８２０円 → ２，７５０円 ＜施行日＞ 規則で定める日
【８】 議第 178 号	件名：熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 熊本市公共下水道全体計画の見直しに伴い、下水道事業の排水区域等を変更するため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 下水道全体計画の見直しに伴う下水道事業の内容の変更 (1)　排水区域　13,724 ヘクタール → 13,647 ヘクタール (2)　排水人口　666,300 人 → 689,400 人 (3)　１日最大処理能力 364,900 立方メートル → 362,600 立方メートル ＜施行日＞ 公布の日

【９】 議第 179 号	件名：くまもと森都心プラザ条例の一部改正について ＜改正理由＞ くまもと森都心プラザが行う事業を追加するとともに、施設等の使用料の改定等をするため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ １　スモールオフィスの設置 (1)　使用者の範囲 本市における創業に関する社会的気運の醸成に寄与することが期待される革新的な技術又は手法を有する事業を行う者 (2)　使用期間 ２年以内（１回につき１年を超えない範囲内で２回まで更新可） (3)　使用料 １平方メートル当たり１月につき　２，８００円 ２　くまもと森都心プラザが行う事業の追加 (1)　事業内容 子育て支援に関すること。 (2)　利用者の範囲 ア　就学前児童であって市内に居住する者又はその保護者が市内に勤務する者 イ　アの保護者　等 ３　施設等の使用料の改定 (1)　ホール　　平日午前　９，８００円 → １０，７００円　など (2)　多目的室　　午前　３，６００円 → ３，９００円　など (3)　会議室　　午前　２，４００円 → ２，６００円　など (4)　託児室　　専用使用　１，８００円 → １，９００円 (5)　冷暖房設備使用料 ホール　１時間につき　２，０００円 → ２，２００円 ＜施行日＞ 令和４年（２０２２年）４月１日

【１０】
議第 180 号

件名：熊本市自転車駐車場条例の一部改正について

＜改正理由＞

熊本駅南自転車駐車場を新設する等のため、所要の改正を行うもの

＜改正内容＞

１　自転車駐車場の新設

(1)　名称　熊本市熊本駅南自転車駐車場

(2)　位置　熊本市西区春日３丁目５９１番地１

２　熊本駅中央自転車駐車場（現在の熊本駅南高架下自転車駐車場）を自転車専用の駐車場とする。

＜施行日＞

公布の日

【１１】
議第 181 号

件名：熊本市都市公園条例の一部改正について

＜改正理由＞

辛島公園及び花畑公園に指定管理者制度を導入するとともに、これらの公園の施設の使用料等を定めるため、所要の改正を行うもの

＜改正内容＞

１　辛島公園及び花畑公園への指定管理者制度の導入

２　辛島公園及び花畑公園に新設される施設の使用料の追加及び利用料金の規定の整備

施設名	区分	単位	使用料
辛島公園芝生広場	全面	１時間につき	３，７００円
	半面	１時間につき	１，８００円
辛島公園多目的広場	全面	１時間につき	２，５００円
	半面	１時間につき	１，２００円
花畑公園北側階段	全面	１時間につき	３８０円

＜施行日＞

令和４年（２０２２年）７月１日

【　その他の案件　】

整理番号 議番号	件名、提出理由及び主な内容等
【１】 自 議第 182 号 至 議第 199 号	件名：市道の認定について（１８路線） ＜提出理由＞ 次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの (1)　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３９条の規定に基づく管理帰属 (2)　地元要望 ※　市道認定基準　幅員４ｍ以上、縦断勾配９％以下等 ＜主な内容＞ 島崎５丁目第５６号線　外１７路線
【２】 議第 200 号	件名：熊本市及び合志市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について ＜提出理由＞ 熊本市と合志市との間における連携協約の一部を変更するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第４項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ 熊本市と合志市が連携する取組として機関等の共同設置に係る事項を追加する。
【３】 議第 201 号	件名：熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について ＜提出理由＞ 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の７第２項の規定により関係地方公共団体の協議により定めるため、同条第３項の規定において準用する同法第２５２条の２の２第３項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ １　熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体に新たに合志市を追加 ２　１に伴う熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更 ＜規約の変更日＞ 令和３年（２０２１年）９月１日

【４】 議第 202 号	件名：訴えの提起について（土地の明渡し等に係る請求事件） ＜提出理由＞ 建物の収去及び土地の明渡しの請求、土地の貸付契約に基づく貸付料の請求並びに土地の不法占有に伴う損害賠償金の請求に関する訴えの提起をするに当たり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ １　相手方 (1)　熊本市中央区新町２丁目１３番１１号 近宗化成工業　株式会社 代表清算人　近宗　和美 (2)　(1)の連帯保証人 ２　訴えの趣旨 熊本市中央区新町４丁目９番２５の建物（以下「本件建物」という。）の収去及び市が所有する熊本市中央区新町４丁目９番２５の土地（以下「本件土地」という。）の明渡しの請求、本件土地の貸付契約に基づく貸付料の請求並びに本件土地の不法占有に伴う損害賠償金の請求をする。 ３　訴えの概要 相手方（連帯保証人を除く。）は、昭和４０年４月１日に市との間で締結した公有財産有償貸付契約に基づき本件土地の貸付けを受け、本件土地上に本件建物を所有しているが、当該契約に基づく貸付料について、令和３年３月末日時点で合計２，１８９，１２９円（平成２７年度第４四半期分及び平成２８年度から令和２年度までの分）の滞納があり、市から催告を受けたにもかかわらずこれを納付しない。また、相手方のうち連帯保証人は、市から当該滞納に係る支払の催告を受けたにもかかわらずこれを納付しない。 そこで、訴状をもって当該契約を解除し、本件建物の収去及び本件土地の明渡しの請求、当該契約に基づく貸付料（訴えの提起までの期間において当該相手方につき新たに生じた滞納額があるときはこれを加え、納付額があるときはこれを減じた額）の請求並びに解除日後の期間に係る本件土地の不法占有に伴う損害賠償金の請求をするため、熊本地方裁判所に対し、訴えを提起するものである。 ４　事件に関する取扱い 訴訟において上記請求が認容されないときは、控訴及び上告又は上告受理の申立てをする。

（５） 議第 205 号	件名：和解の成立について（損害賠償請求事件） ＜提出理由＞ 熊本市立中学校で起きたいじめ事案に係る損害賠償請求事件について、熊本地方裁判所の和解勧告に従い、和解を成立させるため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ １　相手方 熊本市立中学校の生徒であった男性 ２　事件名 平成３０年（ワ）第２３１号　国家賠償請求事件 ３　主な請求内容 相手方は、市に対し、金５００万円及びこれに対する訴状到達の日の翌日から支払済みまで年５分の割合による金員を請求する。 ４　和解条項 (1)　市は、相手方が在学していた熊本市立中学校において相手方に対するいじめが発生した際、相手方の同中学校在学中、個々のいじめ行為に対して適切な対処ができなかったこと、及びその後もいじめの全体的解決に向けた適切な方策を執ることができなかったことについて、相手方に対して謝罪し、今後、熊本市立の中学校において、本件と同様のいじめが発生しないよう、再発防止に努めるものとする。 (2)　市は、相手方に対し、損害賠償金として、６０万円の支払義務があることを認め、相当期間内にこれを支払う。 (3)　相手方は、その余の請求を放棄する。 (4)　相手方と市は、相手方と市との間に、本件に関し、本和解条項に定める以外何らの債権債務がないことを相互に確認する。 (5)　訴訟費用は、各自の負担とする。

【６】 議第 203 号	件名：工事請負契約締結について（熊本市宅地液状化防止事業（近見地区）対策工事（その１０）） ＜提出理由＞ 工事請負契約締結について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１６号）第２条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　　１，４１９，０００，０００円 ２　契約の相手方　　大豊・シスニック・弥生・創輝特定建設工事共同企業体 代表者　福岡市博多区博多駅南５丁目２４番１６号 大豊建設　株式会社　九州支店 常務執行役員支店長　田中　浩一 熊本市中央区萩原町１４番４５号 株式会社　シスニック 代表取締役　古澤　和行 熊本市東区戸島町９２０番地４ 弥生建設　株式会社 代表取締役　坂田　和生 熊本市南区川口町４４６９番地 株式会社　創輝建設 代表取締役　木村　憲行 ※　工期　議決日から令和５年（２０２３年）１月１３日までの予定

【７】 議第 204 号	件名：工事請負契約締結について（熊本市宅地液状化防止事業（近見地区）対策工事（その１１））

＜提出理由＞

工事請負契約締結について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１６号）第２条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの

＜主な内容＞

１　請 負 金 額　　１，４８０，４４４，６２７円

２　契約の相手方　　鴻池・佐藤・村田・隆勢建設工事共同企業体

代表者　福岡市中央区大名１丁目１４番４５号
株式会社　鴻池組　九州支店
執行役員支店長　興梠　博己

熊本市東区尾ノ上４丁目１９番４号
佐藤企業　株式会社
代表取締役社長　大畑　秀樹

熊本市南区城南町舞原２２８番地の２
株式会社　村田建設
代表取締役　村田　健太

熊本市西区城山下代１丁目４番１２号
株式会社　隆勢
代表取締役　岩﨑　敏治

※　工期　議決日から令和５年（２０２３年）１月１３日までの予定

【　報告案件（予算）　】

整理番号 報番号	件名、提出理由及び主な内容等
【１】 報第 17 号	件名：予算繰越計算書について（令和２年度熊本市一般会計・特別会計予算繰越明許費繰越計算書）
【２】 報第 18 号	件名：予算繰越計算書について（令和２年度熊本市一般会計予算事故繰越計算書）
【３】 報第 19 号	件名：予算繰越計算書について（令和２年度熊本市水道事業会計予算繰越計算書）
【４】 報第 20 号	件名：予算繰越計算書について（令和２年度熊本市下水道事業会計予算繰越計算書）
【５】 報第 21 号	件名：予算繰越計算書について（令和２年度熊本市交通事業会計予算繰越計算書）

【　報告案件（専決処分）　】

整理番号 報番号	件名、提出理由及び主な内容等
【６】 報第 22 号	件名：専決処分の報告について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）１号トンネル新設工事請負契約の変更） ＜提出理由＞ 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第３号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　　３，０８６，０８１，１９７円 ↓ ３，１９２，６５１，４９９円 ２　契約の相手方　　竹中・吉永・凰・杉本建設工事共同企業体 代表者　福岡市中央区天神４丁目２番２０号 株式会社　竹中土木　九州支店 支店長　山田　敏昭 熊本市南区御幸笛田２丁目１５番１号 株式会社　吉永産業 代表取締役　吉永　隆夫 熊本市西区沖新町４２２８番地 株式会社　凰建設 代表取締役　川口　賢寿 熊本市南区出仲間１丁目６番５号 株式会社　杉本建設 代表取締役　杉本　憲昭 ３　専　決　日　　令和３年（２０２１年）４月３０日

（７） 報第 23 号	件名：専決処分の報告について（熊本市宅地液状化防止事業（近見地区）対策工事（その３）請負契約の変更）
	＜提出理由＞ 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第３号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　　３５５，３００，０００円 ↓ ３８１，９８４，３９２円 ２　契約の相手方　　橋口・雲仙建設工事共同企業体 代表者　熊本市南区良町４丁目１０番９８号 株式会社　橋口組 代表取締役　橋口　光徳 熊本市南区八幡５丁目１０番４５号 株式会社　雲仙建設 代表取締役　川口　龍彦 ３　専　決　日　　令和３年（２０２１年）５月１８日

（８） 報第 24 号	件名：専決処分の報告について（熊本市宅地液状化防止事業（近見地区）対策工事（その４）請負契約の変更）
	＜提出理由＞ 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第３号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　　３８６，０５７，１００円 ↓ ４２０，８３５，２７９円 ２　契約の相手方　　太陽・東洋建設工事共同企業体 代表者　菊池市泗水町豊水２６６番地２ 太陽土木　株式会社 代表取締役　田中　武 熊本市西区蓮台寺５丁目４番１５号 東洋工業　株式会社 代表取締役　本田　裕一朗 ３　専　決　日　　令和３年（２０２１年）５月１８日

（９） 報第 25 号	件名：専決処分の報告について（秋津浄化センタープラント施設その他解体工事請負契約の変更） ＜提出理由＞ 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第３号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ １　請負金額　９８７，２４３，９６９円 ↓ ９７３，７８２，９９７円 ２　契約の相手方　前田産業・前田環境・古閑・近見建設工事共同企業体 代表者　熊本市南区野田３丁目１３番１号 株式会社　前田産業 代表取締役　木村　洋一郎 熊本市南区刈草２丁目２番１１号 株式会社　前田環境クリーン 代表取締役　前田　五雄 熊本市北区徳王１丁目１７番６号 有限会社　古閑組 代表取締役　古閑　元気 熊本市南区内田町宮本３４０５―２ 株式会社　近見工業 代表取締役　紫垣　学 ３　専決日　令和３年（２０２１年）５月２０日